

平成21年3月13日

平成31年3月14日改正

弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定に係る審査基準について

工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会
短答式筆記試験一部科目免除資格認定小委員会

審査方針

1. 免除資格認定を申請された科目が弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当するか否かを、平成20年3月14日の試験制度部会決定に従って判断する。
2. 免除資格認定を申請された科目が弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当するか否かは、弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請書に添付された授業概要証明書等に基づいて総合的に判断する。

審査基準

1. 免除資格認定を申請された科目の授業概要証明書に記載された内容が学校教育法、同施行規則、大学院設置基準、専門大学院設置基準等に定められた基準を満たしていないと判断される場合には、弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当しないと判断し、免除を受けるために必要とされる単位に算入しない。
例① 大学院設置基準において定められている修了要件に合致していない科目
(2単位の授業において、全授業時間が30時間を満たしていない科目など)
例② 学校教育法第99条の趣旨に反し、弁理士試験等の受験対策・受験指導(答案練習等)を目的としているような授業内容の科目
2. 免除資格認定を申請された科目の授業概要証明書に記載された内容が弁理士法施行規則第5条に規定する科目でない場合は、弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当しないと判断し、免除を受けるために必要とされる単位に算入しない。
例① 外国法を授業の内容としている場合
例② 不正競争防止法、独占禁止法など弁理士法施行規則第5条に規定する科目

以外の科目を授業の内容としている場合

例③ 情報処理、知財管理、知財ビジネスなど法律以外の対象を授業の内容としている場合（なお、弁理士法施行規則第5条に規定する科目の授業がなされている場合には、いわゆる法と経済学の方法論を採用されていたとしても、弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当するものと考えられる）

3. メディアを利用して行う授業については、「同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの。」又は、同時かつ双方向ではないが、「毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。」のいずれかの要件を満たしていない場合は、弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当しないと判断し、免除を受けるために必要とされる単位に算入しない。

4. 免除資格認定を申請された科目が弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当する場合であっても、同一の内容を対象とする科目を複数申請している場合には、いずれか1つについてのみ弁理士法施行規則第5条に規定する単位数に算入する。

5. 弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請書に添付された授業概要証明書等に記載された内容からは、弁理士法施行規則第5条に規定する科目の授業を適切に行っているとは判断できない場合には、弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当しないと判断し、免除を受けるために必要とされる単位に算入しない。

(1) 授業の方法又は内容が明確に記載されていない場合

例① 授業の方法の記載と授業内容の記載が矛盾している場合

例② 授業の方法に複数回の小テストを行うことが記載されているが、小テストを行うことが、当該授業にとって、どのような理由で必要とされるかが十分

に説明されていない場合

- 例③ 頻繁な小テストなどを行うことにより、実質的に、授業時間がどのように確保されているかを明確に記載していない場合
- 例④ 授業で課した小テストの出題、レポートの課題、試験問題並びに評価の対象となった小テスト、レポート、試験の合格者の中の最高点及び最低点の答案の添付がない場合
- 例⑤ メディアを利用して行う授業に関して、教員と学生間及び学生間のコミュニケーションの方法が明確にされていない場合
- 例⑥ 弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当することが十分に説明されていない場合
- 例⑦ 弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当しない内容を含んでいる授業で、弁理士法施行規則第5条に規定する科目に該当する科目であることの説明が不十分である場合
- 例⑧ 複数の教員で担当される授業で、各教員の担当部分が明確にされていない場合

(2) 授業時間が明確に記載されていない場合

- 例① 1回の授業時間数が記載されていない場合
- 例② 2時間続きの授業について、それぞれの授業時間が記載されていない場合。

(3) 成績評価の方法の記載から、どのように成績を評価するかが明確にされていないことにより、申請者が授業を履修して単位取得しているとはいえない場合

- 例① 授業への出席率が70%（15回の授業で11回）を下回っても、単位を与えるなど、申請者が授業を履修して単位取得しているとはいえない場合
- 例② 成績評価の分布が記載されていない場合
- 例③ レポートなど試験によらずして成績を評価することが授業の目的上適切である旨の説明及びその成績の評価の基準についての説明が十分になされていない場合
- 例④ 大学院における成績の評価方法として通常用いられない多枝選択式等の試験によって評価することが記載されているが、当該授業にとって、そのような試験を行うことがどのような理由で必要とされるかが十分に説明されていない場合
- 例⑤ どのような試験を行うかが記載されていない場合
- 例⑥ 成績評価に当たって、授業内容についての習得を確認する試験やレポート提出などを課していない場合

(4) 教材の内容が判断できないことにより、授業の内容が明らかでない場合

例① 受験対策企業又は受験指導の書籍であるなど、一般に大学院における授業に用いられないような教材を使用している場合

例② オリジナル教材を使用しているが、当該教材の添付がない場合

例③ 教科書等の教材の記載がない場合や、絶版になっている書籍等、学生が入手できないような教材が記載されている場合

(5) 当該授業科目を担当する教員の経歴が明確でない場合

例① 経歴に時期、期間等の記載がない場合

例② 実務家である場合に、どのような業務を担当したかの具体的な記載がない場合

例③ 研究者である場合に、業績の内容についての記載がない場合